

408 介護予防短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	利用者数25人以下	☐	看護・介護1人未満
	利用者数26人以上60人以下	☐	" 2人未満
	利用者数61人以上80人以下	☐	" 3人未満
	利用者数81人以上100人以下	☐	" 4人未満
	利用者数101人以上	☐	" 4+25又は端数を増す毎に1を加えた数未満
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	☐	満たさない
定員超過減算		☐	該当
人員基準減算		☐	該当
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐	未配置
機能訓練指導員加算	専ら職務に従事する常勤の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師）を1人以上配置	☐	配置
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	☐	配置
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師）を1名以上配置	☐	配置
	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成	☐	3月ごとに実施
	計画に基づく機能訓練の実施	☐	実施

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理状況」が認められ、緊急に介護予防短期入所生活介護が必要と医師が判断し、介護支援専門員・受入事業所職員と連携し、利用者又は家族の同意を得て介護予防短期入所生活介護を開始	☐	該当
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護予防認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始していない。	☐	該当
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当
	利用開始日から7日を限度として算定	☐	該当
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	☐	該当
	介護予防サービス計画書による記録	☐	該当
若年性認知症利用者受 入加算	利用者ごとの個別担当者	☐	該当
	利用者に応じたサービスの提供	☐	該当
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	☐	該当
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり
	定員、人員基準に適合	☐	あり
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり

療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 6割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐ 5割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1 看護・介護職員のうち常勤職員	☐ 7割5分以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1 直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員	☐ 3割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり
	3 賃金改善の実施	☐	あり
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付
	7 次の（一）、（二）のいずれかに適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり
	3 賃金改善の実施	☐	あり
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれかに適合		
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり
	（三）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり
	3 賃金改善の実施	☐	あり
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付